

明 治 七 年 己 巳 新 鑄

河津孫四郎譯述

西洋易知錄

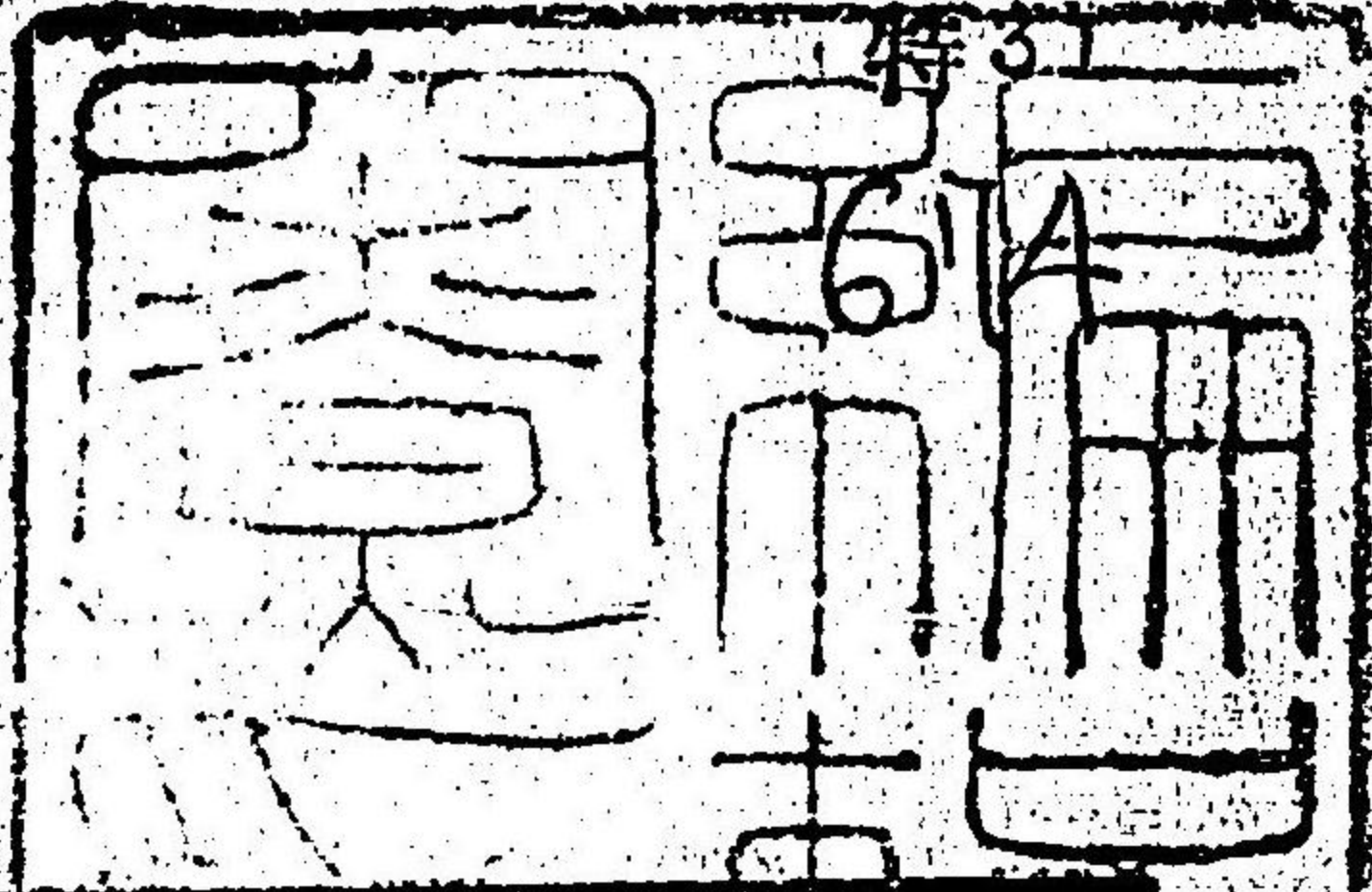
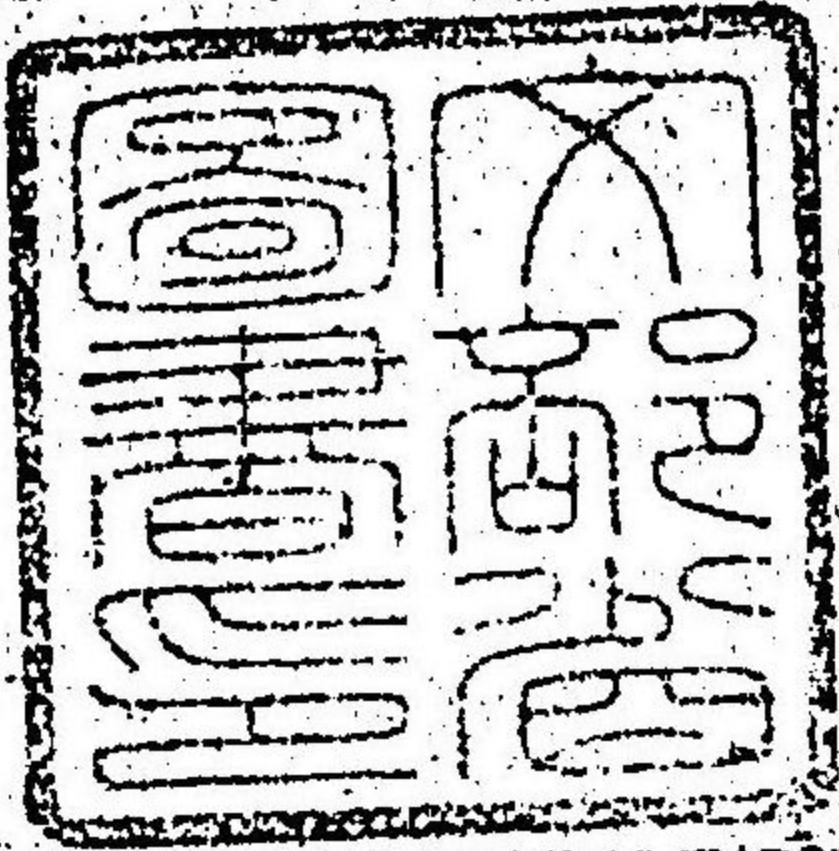
官准 知新館藏板



714

西洋易知錄序

予之在法也聞西人之言者
多矣其言者多謂西人之
物也通則先禮以文以子知誌之
然後及諸科是其為學之次
第也乃今操觚之士竭其智力
以翻洋書者多矣思數十家之



洋易志報序



為之日廣其考

多士出而為之



終而後及諸科

然也乃今操觚之士

以翻洋書者思數十家

以翻洋書者思數十家

鑄譯局

西華書局

板政子亦新理器械方技學之不
 有焉而未覩能得曆史以課幼
 學者何也予嘗洋書之書以于
 查外亦已年餘之十數年百
 之事丁為士之積習蓋者大率
 是年壯將任之日係欲志彼之
 制一及文為以為已知事一應物

之次且苟且以聞息勢不可不選
 本趨末而報之者亦不可不應
 其之者而投其好是其所以為後
 為其子之次者而誘道可後其者
 也河屏子信如斷積洋書
 今也越身法其書及將占以譯乃
 首抽譯為洋書其報其之意可

知而後之と地誌之詳或可必
 矣予予也觀德意志國古人之序又
 古予予信能明其序而詳其書也
 の不為然而不為予為之序
 明治二十一年初十日

魏菴主人栗本熊撰



順天大陽堂主人栗本熊撰



原本凡例

一 是書を専ら簡約を旨とし文意艱險ありざる事を務
 む是を蓋し讀むに倦まぬ暗記をり易くらん事故
 欲されバあり

一 學成りて學校を退ける生徒といへども尚歴史の暗
 き者多し試み羅馬の滅亡より教法の改革まで此
 間の事を以て之を問ふは僅し查理曼十字軍戦リエン
 の事より外に答る事能はざらん確しは知らざる
 者多し是は何故ぞあるは諸學校より歴史を教ふハ
 大抵英國史希臘國史羅馬國史の外に出で且つ今
 行つて所の萬國史を大槩讀者の記へ易き體を以て

書ける者少ふればなり諸の萬國史と世界萬國此
 事或委しく載きて漏りたる事を務れば他の書を読
 む時各國の紀事を引出すよはよのるべしと少年を
 年を教ゆよ用る時益ありとあはれ徒よ少年を
 苦しめむるの害なり吾輩の如き久しく學林に耕
 する者といふども試よギッボン或はマコーライといふ
 名を讀むよ極美の章より外に記憶する事能く然
 るは況んや少年輩争て盡く萬國の紀事を暗記す
 る事を得んや故よ我が此書に歴史中の至要の紀事
 此を挙げて少年輩を示し勞して功あ身の患を免
 らしむ竊よ希く此書を以て學者の勞を省き早く

成功を奏せしむるは一書と評する事人を是れ我
 が眞實に欲する所あり
 一篇毎に篇中の要を掲ぐ大要を心に記憶せしむ置
 るとき忽ち前後の小事を思ひ出さしむべきは以
 てあり此の如くして歴史を教ゆる法をいふと此法を用
 ひたり諸先生の争ひ慕て習ふんと欲する所あり
 一卷毎に尾りの一篇に其巻中に説ける時代の風俗を記
 するにこれ我が著するに英國史の中よ此の如き篇を
 作りし處此篇は書中の最も面白き篇にして且肝要
 なる部分の一ありきと諸大先生の評するを以てあり
 一尾りの地名録は本文を讀むるとき地名を探らしむるに

爲るは地學と史學と合せ學ぶ時と兩學は利あり
 以てあり但し人のよく知る地と之を畧し肝要
 らざる地名を別記するは及ばざる以て之故省ぶ
 り然るをざるを本篇より劣らざる卷數
 に至る可き故以てあり

一千八百六十年八月維廉夫覽悉士科利耳識

附言

一 原本は英國大學士科利耳氏の著せる「ゼグレートイ
 ーント・オブ・ヒストリー」といふ書ありて則ち彼一千
 八百六十七年又印行するものなり

一 此書は英國の事と載せず唯卷末紀事の表と之を擧
 ぐるのみ是れ作者科利耳氏とて英國史の著述あり
 と以て其史と讀まざりて後此書と讀まざると欲
 するは因てなり故に我が之を譯するは當りて亦作
 者の意に從ひ先き英國史と譯し此書と後とすべ
 きなりといへども慕維廉の譯する英國誌既に本邦
 に傳はり翻刻成りて普く世に行はるるが故に今英

國史と後よりして先づ此書と譯せざるあり然りとす
 ども慕維廉の英國誌ハ漢譯ありと以て少年輩恐ら
 くハ讀む事能ハざる者多かるべし故に我も此書の
 譯業終らむ即ち又科利耳氏の英國史と和譯して
 西洋易知録外篇と名す此書と並び行はれしめん
 欲す

一 西教の祖生より今に至りて凡て一千八百六十餘
 年今之と八世に分つ紀元の始より西羅馬國の滅ぶ
 り至ると第一世とあり西羅馬國の滅ぶより查理曼
 の位より即く小至ると第二世とあり查理曼の位より即
 くより十字戰の興より至ると第三世とあり十字戰

の興より瑞西スウェーデンの獨立より至ると第四世とあり
 瑞西の獨立よりスウェーデン教法の改革より至ると第五世と
 あり教法の改革より三十年戰の終りより至ると第六
 世とあり三十年戰の終りよりフランス法國大亂の始めより至
 ると第七世とありフランス法國大亂の始めより今日に至る
 と第八世とあり

一 每卷の尾りハ聞人の姓氏及び紀事の表を附録す聞
 人ハ僧人書生醫師史官詩人畫工戲子工人等の高
 名ある者をつらり
 一 諸國帝王の表ハ本文の都合に從ひ所々に出す是等
 みる原本の如くして敢て改むる事あり

一 此書ハ凡ハ巻より大尾ナ地名録を別ニ一卷とス
一合テ九巻あり陸續又上梓とス

一 諸國獨立の君或ハ「インペロル」或ハ「ザル」或ハ「エルト
ン」と號以今譯して皆帝と書以又或ハ「キング」或ハ「ク
ランド」或ハ「ク」或ハ「グ」或ハ「プリンス」但「英國」の
如キ諸侯の

號を今譯して皆王と書ス「クイニ」ハ女王と譯「ホー
プ」ハ教公と譯ス

一 書中幾里と書るハ英國の里數あり我里數ニ非ハ
英國の一里ハ我半里ニ滿ルベ

一 紀元一年より百年又至ると紀元第一紀といひ百一

年より二百年又至ると第二紀といひ餘ハ推して知
るべし故ニ方今の即ち紀元第十九紀の中あり紀ハ
則ち英語「センテリ」といふ

一 原本ハニ符を附する文詞ハ譯語の右ニ單點ハを
加ふ是れ肝要あり文詞或ハ古人の談話等と區別し
人として讀易うらしむるが為あり

一 原本至要あり紀事の年月ハ別ニ之を大書たり今雙
點ハを加へて之を別つ

一 地名ハ雙柱「」と加へ人名ハ單柱「」と加ふ他の譯す
事能ハざる文字ハ「」符を加ふ

一 譯語の的切なき者ハ左傍ニ國字を以て其原語

と附記し他日諸君の忠告よりて之を改訂し便
ありしむ

時明治二年歲次己巳冬十月

河津孫四郎之識



西洋易知錄總目錄

卷之一

第一世紀

- 第一篇 西教の祖耶蘇磔刑を行はる事
- 第二篇 羅馬の兵耶路撒冷城を圍む事
- 第三篇 耶蘇教門の制禁嚴しき事
- 第四篇 到士但丁ゼクレート帝の事
- 第五篇 西帝の國滅亡の事
- 第六篇 羅馬城の風俗と述ぶ

○附記

第一世の開人の姓氏

卷之二

第一世の紀事の表

第二世紀

第一篇 如地尼安帝時代の事

第二篇 教公の權勢盛んなる事

第三篇 馬疴美徳の事并に回く教の事

第四篇 佛國メロウインガアン朝諸王并に執政の事

第五篇 昔し歐羅巴に住ひし諸夷の由来を述べ

○附記

第二世の閔人の姓氏

卷之三

第二世の紀事の表

第三世紀

第一篇 查理曼帝の事

第二篇 回く教の國威と東西に奮ふ事

第三篇 日耳曼帝國興る事

第四篇 東帝國の事

第五篇 ノルスメン人の事

第六篇 查理曼帝宮中の風儀を述べ

○附記

第三世の閔人の姓氏

第三世の紀事の表

卷之四

第四世紀

第一篇 十字戦の事

第二篇 其二

第三篇 フルビゼンス人の事

第四篇 テクニク會社の普魯士と攻取の事

第五篇 瑞士人自立の事

第六篇 任侠の風俗を述ぶ

○附記

第四世の聞人の姓氏

第四世の紀事の表

卷之五

第五世紀

第一篇 中古伊太利國の事

第二篇 阿多曼種族土耳其人の事

第三篇 ムール人は是班牙を逐拂の事

第四篇 亞墨利加發明の事

第五篇 中古の末に當りて伊太利是班牙二國より

行はれし風俗を述ぶ

○附記

第五世の聞人の姓氏

第五世の紀事の表

卷之六

第六世紀

- 第一篇 教法變革の事
- 第二篇 日耳曼帝查理第五の事
- 第三篇 和蘭合衆國興る事
- 第四篇 ヒュゲッソ人の事
- 附佛國「ボールボン」家の系圖
- 第五篇 高僧リセリエーの事
- 第六篇 三十ヶ年合戦の事
- 第七篇 教法變革の時ニ當リテ日耳曼國ニ行リ

是し風俗と述ぶ

○附記

- 第六世の聞人の姓氏
- 第六世の紀事の表

卷之七

第七世紀

- 第一篇 佛王路易第十四の事
- 附佛國「ボールボン」家の系圖の二
- 第二篇 魯西亞王波得弁ニ瑞典王查理第十二の事
- 第三篇 普魯士王斐理特第二の事

第四篇 路易第十四の時佛國より行きし風俗を述ぶ

○附記

第七世の閨人の姓氏

第七世の紀事の表

卷之八

第八世紀

第一篇 佛國大亂の事

第二篇 拿波倫の事

第三篇 千八百十五年の後歐羅巴諸國の事

○附記

第八世の閨人の姓氏

卷之九

地名録

第八世の紀事の表

澳士利及ひ匈牙利の部

佛郎西の部

日耳曼及び普魯士の部

伊太利の部

和蘭及び白耳義の部

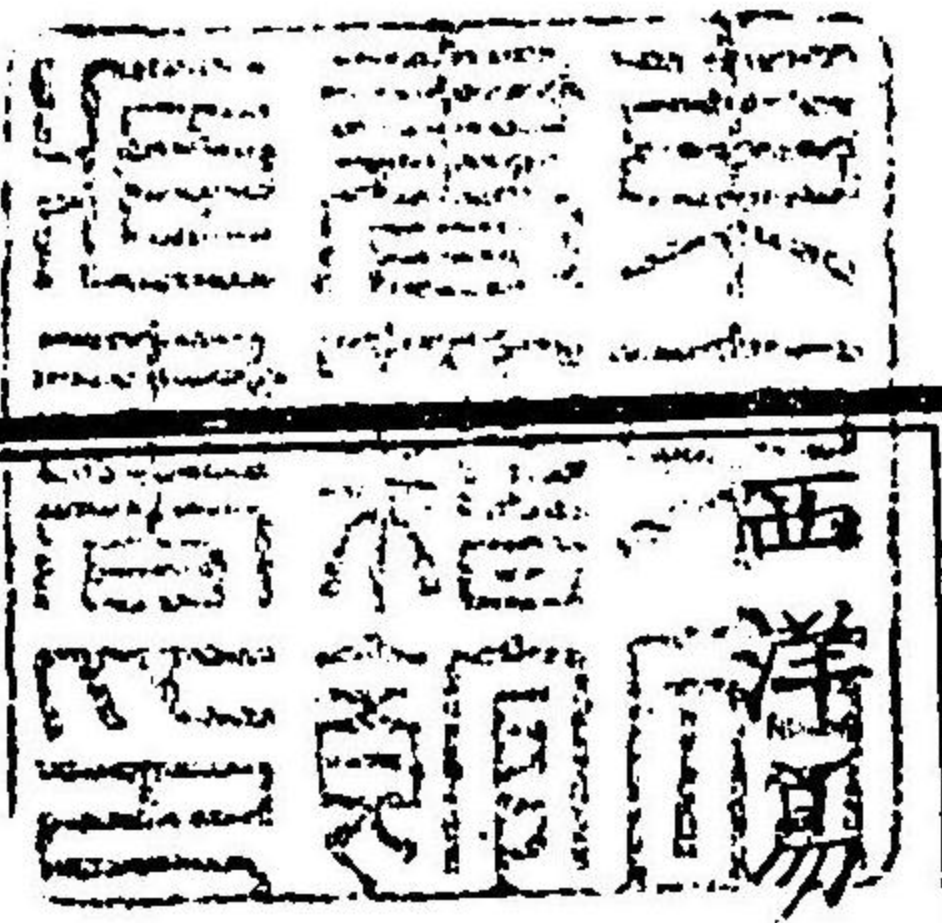
魯西亞及び波蘭の部

是班牙及び葡菴牙の部

瑞典 挪耳瓦 連馬 三國の部

- 瑞士スイスの部
- 土耳其及トルコひ希臘ギリヤの部
- 亞細亞アジヤの部
- 亞弗利加アフリカの部
- 亞墨利加アメリカの部

西洋易知錄總目錄終



西洋易知錄卷之一上

第一世記

第一篇 西教の祖耶蘇イエズス磔刑磔刑を行ハル事

此篇ハ史中の至要ふる一紀事ありとソども固より
 教法キリシタンノ屬カトリックトシテ譚ふまバ尋常人間の事を述ベル
 吾輩の史傳キリシタンノ加ヘ記す事豈憚り無キ哉得んや故ニ
 親しく教祖を目視キリシタンシテ法弟等の經典キリシタンヲ讓りて之
 を此書キリシタンニ載セシメ

河津孫四郎 譯述

第二篇 羅馬ローマの兵耶路撒冷城ゼリザレムを圍む事

要 神殿を焼く

初り耶蕪嘗て小馬ゼーラスに乗りて木葉を埋むれりオリベツ
 トの山道を下り時耶路撒冷城を望見て涙を流し人
 言ふが如くはソレら鳴呼汝の命數既に極まり
 此後必汝の敵兵寄来り周圍を穿ち八方より汝
 を攻圍む時あらん此時汝を敵に打壞られ汝の家眷
 撒冷の土民を敵の虜とあらん且岩石の上ゼリヤレムに立てて神
 殿をハ亦敵に損むべしと是を耶蕪其頃耶路撒冷城ハ
 三面を壁よりて之を守り壁を所々埃樓曲折あり
 其下を深谷よりて谷中を流るセドロンの清き流を
 恰銀の糸を引きより如く正面は巍々たる神殿あり

あり是を則ちヘロットゼグレートといへる人の修展せ

しそのよりて此堂をモリア山の頂を礎として上の蒼天

と連あり屋を飾る無算の鉤鏝ハ爛々として日は輝

きけり其西南に當てアオン山あり此山の腹は支城

王宮并に上府府中のの家屋羅立しより神殿の後

山北の北に當て又山ありアクラといへり此山の腹は

下府府中のの壠園花菌多く此山より北の方平地に至

る新府と號しけり

あり後三十年を経ても此都城の模様ハ唯少く

變トりのみありといへども猶太人即ち耶路撒の

人氣ハ甚しく悪くなりたるを遂に羅馬帝

背きつれバ羅馬帝子口と其國征伐の為へスパリアン
 とて獨英合戦軍功を顕し名將を擧げて耶路撒
 冷に向ハ一めらる扱ヘスパリアンを命を奉ト軍兵を
 引率してアンチオクよりプロレミに至ると時其子
 チチュスといふ者其兵を以て埃及國より来り父の兵に
 加りたり時紀元六十七年あり去程羅馬の兵が
 リレー及びペルサを下し遂に耶路撒冷城の前に至り
 て其周りに堡砦を築き一擧に此都城を攻取んとて用
 意をあらかり此時子口帝ハ殂落しガルバ帝ハ弒せら
 れオト帝ハ自殺してウイテリウスといへり人羅馬帝と
 稱し然るが此帝ハ飲酒を好めり人多きを耶路撒冷に

出張し羅馬の兵士等之を悦び一同に大將ヘスパ
 シアンを推して帝と稱せしめりはヘスパリアン
 と則ち亞力山大城に趣きり此地を羅馬國第二の都
 ありしを以てあくに據り犄角の勢を爲んと欲してな
 して然る小程あく羅馬の京城伊太利國羅馬城ありよりウイテリ
 ウス帝殂落し其を以て都人奉其身以て待てる由きこ
 へ多水をヘスパリアンに直に城をまて伊太利へ趣
 むきぬ是時耶路撒冷にハ兵士等チチュスを推して將
 とあり再び軍の用意をあら
 チチュスをセーサレーとのみ處し兵を整へ之を三隊
 に分て耶路撒冷城に攻寄せ三ヶ所陣營を作ると北

より一と西よりあり一とオリベ山の上より此陣營
と第十番隊を以て之を守らむ兵士等此陣營の塹を
掘りける時、當り猶太人^{ゼウス}不意に羅馬の兵を襲う容
易く打破られしを

此項耶路撒冷城にゼーロトといへる徒黨起りきり此
黨の一組を魁首をイレサムといひ神殿の内を籠り
たり又一組の魁首をチスカラの約尼といひ少く低
き處に陣取りて日々神殿の黨と戦ひ數殿内は矢石以
放ちけしに禮拜の者之中に死する事甚多し且つ
都人等一同此兩黨の爲に苦しみたり水は遂にゼラ
サの西門といふ者を頼みて此兩黨を防がむるに至

りきり是は於て耶路撒冷の城中に三組の徒黨出未て
互に勢を争ひたり去る程に不^{ハネ}家といへる祭日とふ
りけるに此日を神殿を開き都人を以て隨意に参詣せ
しむる事例年の定式ありしにハ約尼の黨を以て姿を
變へし首を隠して参詣の群集に打交り神殿に入込み
容易く殿内の黨を追出して遂に神殿を奪ひたり是を
より三組の黨二組とあり也
是の如く猶太人と一致せしより羅馬の兵隊寄せ来
り城外の木を切り材木を集めて三箇の柵を築き各種
の攻具を仕掛けたりある時ハ猶太人等も平日の怨
を棄て一同に防禦の用意し取掛りたることを奇特とせ

紀元七十一年四月に於て羅馬の兵三ヶ所より一齊に此城に攻懸き其矢石の下に事恰も雪雹を雨らす異あつて中にも最恐るべき東の陣營より射たり所の大石あり然し猶太の守兵と此石の色白く響の烈きを以て容易此石を見知り其來りて見付る者へ彼子未だりと叫びて城内の者共之を知らせ地を俯して避るる程に格別の害ありたり是に於て羅馬の兵も亦此事を察し黒く此石を塗りて放ちし猶太の兵も甚之を苦みたり猶太の方より西門器械を壁上に備へ羅馬の柵を目懸りて火箭を放ちたり此時チチス大木を以て城壁より高き埃樓を築き厚く

鉄を貼らし其上に「ラム」といへる器械を備へて遂に壁を打壞ち壁の破るる處より羅馬の兵隊一齊に攻入り容易く第一の壁を乗取りたり是よりチチスと第一壁内に陣して第二の壁を攻む此壁へ西門及び約尼の二人固く之を守りて日の間に絶へず打合ひ攻合ひ夜々兩軍とも鎧を着し儘僅の眠り臥ふのみあり如此き事五日よりて第二の壁も亦遂に破るり一日チチス千人の兵を従へて此壁の内より狭き路を通行せし時猶太人不意に之を襲ひ又チチスの兵を壁外に追出し第二の壁を取返しりしか此勝利を誇りて怠りし羅馬の兵又來りて此壁を取

て遂に之を破ちたり

五日の間軍を息り三軍は給金を與へしを
 羅馬の兵も其頃の風俗に従ひ身は爆々たる甲冑を纏
 ひて行列を爲しより耶路撒冷の城壁及び神殿の屋
 上より之を見物する猶太人の面を以て満々たり
 一人として生くる色ある者あり皆恐懼失望の色を懷
 きより五日の後羅馬の兵約尼の銘閣及びアントニア
 の高臺を攻む此時ジョーセフといへる貴き猶太人城
 壁の前より到りて本國の人に向ひ羅馬は降参する事を
 勧めしれどもゼーロト等約尼西門の徒は固く守て降参せざ
 る事を決心し降参の心ある者を皆誅殺したるを以て

ジョーセフも其意を行はしむるを得ざりたり

又城中は飢饉ありたり母も小児の食ひかけたり奪
 て食ひせしロト黨を戸を打破りて食料を探りて藏し
 たりと疑はるる者も各種の責苦を受け飢ふる民
 夜も乗じて城壁の外に這出で稍く摘みし歸りたる僅
 の野草も此黨の爲に奪ひし事多し然し之は拘りて
 飢ふる民小勢も城を出で谷の中は食料を探りたり
 時羅馬の兵の爲に虜もきりたり者日毎に五百人許な
 りしが羅馬の兵盡く之を城壁の前より於て磔しりけり
 遂に磔木を立つるの地も磔木を作らば材木盡く
 るに至りたり

去程より羅馬の兵より四箇の樓櫓上より攻具を 築建てより
 十七日よりく 稍く出来りたる處約尼の兵下より地道を
 掘り屋裏より火を懸て其二箇を焼きふり又二箇の
 三人の勇ある猶太人手より炬を携へて間近く驅寄り之
 より放火す此勢より乘りて猶太の兵チテススの兵を打ち之
 を追て羅馬の陣營より至り此時陣營の守兵等敵を引受
 ち勇を奮て防ぎ戦ひのともありにチテススの兵引き返
 へ横合より之を攻えられ稍く猶太の兵は追拂り
 此敗軍よりチテススと壁を築き之を圍人事を決し僅
 三日の間は壁を築き之を再びアントニアの高臺より攻
 懸り此臺より神殿の西北の隅よりあり柱礎は滑りある岩

の上より立ち其高さ殆ど一百丈ありたり羅馬の兵再び四
 箇樓櫓を築き器械を備へて此高臺の垣を攻め終り之
 を押倒しけども此中より又垣よりより羅馬の兵の中
 色黒き一小兵ありり十一人の勇卒を伴ひ日中より此
 壁より攀登り猶太の兵を追散しけれども惜むべし石より
 躓りて殺され同志の者三人殺されり是より二三日
 を過ぎ一夜十六人の羅馬兵竊り此壁より攀登りて守兵
 を殺し烈しく喇叭を吹きおれり猶太の兵は大に驚き
 皆争て逃ぎ去りたり此時チテススと兵は揮き一齊に
 神殿の角道より攻寄せ猶太の兵と戦ふ事凡そ十時西洋
 の間より時より羅馬の卒將シリアン 唯一人諸卒を擢り

猶太の兵と戦ひ多とバ猶太の兵ハ其勢も恐れ我先よ
 と殿内よ逃入るヱリアンの履きくろ杏ハ裏よ長釘打
 ろくくバヱリアンと角道の敷石よ滑りて倒れり此
 時逃ぎくろ猶太人引き返へて之を斬殺し此勝よ乗
 けて羅馬の兵と戦ひ遂よ之を神殿より追拂ひたり然
 らアアントニアの高臺ハ取返す事能ハざりき

都城の滅ぶる前兆もや各種の怪しき事ありたり殺
 ぬ似くろ奇異あり星一年の間此都城の上よ見ま
 神殿の黄銅門の扉ハ二十人より稍く動さすべきよ自
 ら開きし事あり又都府を攻むる兵車よ似くろ影天よ
 見まし事あり又本地の僧官等夜神殿よ行かんとしてペン

テコストを通行しりり時虚空よ多人数の聲して云く
 我等をいり本地を去らりりや豈奇異の事どもや

初め羅馬の壁の成りりり時より城中の飢餓疫病も彌
 盛んとあり途よ倒とて死する者數ハ盡されり道路是
 が為よ通せざりりりり余儀なく死骸を城外よ投ぎ棄
 てりり其數千を以て數へりり今も野草も盡さるるを
 飢くろ都人杳又ハ楯の革を噛み或は枯草を食ふて飢を
 忍ぶよ至りりりゼーロット等家毎よ押入りて食物を搜
 かりりりり一日ペレールの貴き婦人イレーザルの女
 麻利といへり婦人の家よ押入りけり處此婦人其子乃

肉を焼きて之をゼーロトどもの前は置いて云く是れは我子なり此肉を食へ我れは既に之を食ふといふ事か
 かのゼーロト等も是は驚き逃が去りけりやぞ
 紀元七十年八月羅馬の兵再び神殿を攻寄せ直に屬寺を焼拂ひ遂に神殿の北窓に放火し神殿速に一面の火場とあり然もども神殿を焼きし事を全くチテスノ意に出でずチテスノ常は神殿を全ふすべく思ひしを火の上より見て大に驚き急ぎ之を消ししめむや類は既し既し戦闘騒擾の最中ありければ其聲遂に諸軍に聞えざれば羅馬の兵は屬寺の燃へし中を踏み越へて争て神殿を攻め入り當るは幸ひ斬

倒しちてバ猶太人の死骸を恰も山をふり血を流まて神前の机を漂けり實は椽柱の燃へ落る聲羅馬兵の闘の聲傷きしるゼーロト黨の呻く聲と共に天地は響きて恐ろしう有様あり市中の老弱神殿の焼け落るを見て今も最早神も見離れしりと相懐て啼き喚くことを憐まといひも愚らふれ

神殿の守兵の僅に死を免れし者も上府に籠りけり西門及び約尼も爰よりなれども今ハ初めの凶惡より引りへ童子も劣るも怯懦とあり只戦き恐るるをりありけり羅馬の兵十八日して櫓を築き上府の柵を攻めし猶太の兵一人して之を防ぐ者なく争て

逃げ走りしを羅馬の兵と勝りて支城をも攻取

始て此都城を攻め懸りしより此に至りて凡て百三十四日猶太人死しし者一百十萬人虜とありし者九萬七千人あり其中或を羅馬の凱陣を飾るに用ひ或を埃及の鑛山の人夫とふし或を真劍を試ましし野獸と戦しめて興を催し未だ十七歳に至らざる者を賣りて奴とふし約尼を終身の入牢を命し西門を羅馬の市中を引廻して後死罪を行ひしを羅馬城にきて吉日を撰て勝利を賀し國帝太子即ち共頭を冠り身は紫衣を着し三軍を率

て都内を周りし者及び侵掠の珍物前後に羅列し之を見し者道路を充ちしり侵掠の中にも最珍しと見物の目を驚かしし純金の机七箇の燈を副へし一奇燈祭及び神法の聖書ありし是時より猶太人住むる家ふく散りて諸國に客居す

第一紀間羅馬國帝即位の表

太祖 澳額西土斯帝		
チベリユース帝	紀元	十四年
カリギユラ帝	全	三十七年
クラウヂユース帝	全	四十一年
子口帝	全	五十四年

ガルバ帝	紀元六十八年
オト帝	全六十九年
ウイテリス帝	全全
ヘスパレアン帝	全全
チテス帝	全七十九年
ドミチアン帝	全八十一年
子ルバ帝	全九十六年
トラジャン帝	全九十八年

第三篇 耶蘇教門の制禁嚴しき事

要紀元三百三年デオクレチアン帝大

に耶蘇教の徒を殺し

衆神教の滅びて西教の將に盛んあらんとするや羅馬國帝衆神教の滅びせらん事を欲て西教を禁ト此教門に入る者を誅戮し事數ありけり今之を左に述べん

子ロ帝在位第九年於て羅馬城に大火あり都の大半を之が爲に焼失しけり都人相告て云く此火を帝の戯まふ自ら放たしめてあるらん帝は此難波を憐まんとして給るに樓上より安座して火を遠望しトロイ焼失の詩を歌はしめて笑ひ樂しみ給へりといひあるも或る人之を帝に告げしらバ帝大に驚き忽ち一箇の暴計を思ひ出し即ち西教を奉ざる者を召捕へ此火を放ちしるを此者共の仕業ありとて或は之を磔け或は野獸に皮

を蒙らゝめて圓場を追ひ上せ犬を放て之を噛殺す
 り老人少婦といへども決して之を免すとあつりけ
 り其暴虐只是きのみより夜西教門の者を縛り其
 衣服を油を灑ぎ之を燃し其光りを以て帝自ら庭中
 へ於て車を馳せ近臣と共に樂みくらふと無道といふ
 も愚らあ

ドミチアニ帝子口帝トリの時よ當て察事シトを以て嚴
 く西教を奉むる人を探り種々の罪名を以て或は之を
 誅し或は之を追放し多り帝の從兄及び女姪を唯無神
 經を奉り猶太の風を學びて誅せられり紀元
 九十五年頃よ聖占セントギとパトモス島を流されり此

地よ於て各種の怪しき事よ出逢ひ西教の功德を知り
 一はヨハネの兄弟聖籜セントニコラの二孫ハ帝位を覬覦する
 心ありしを召捕られ羅馬の裁判所へ引出されり
 が常よ小き田を耕しを以て手の硬りしを
 幸よ之が為よ免る事を得りし

子ルハ帝を仁恵りし君ありしハ西教門の人を誅罰
 せし事ありしハ此君殂落し是班牙産の兵卒トラ
 ジヤンとリハ者帝位を継ぎし時プリニープリニと名の人ニ人
 たりし史家老少を以て之を分を以てビエチア及び
 つ此プリニーを少プリニーありしを以てビエチア及び
 ポンチニスの奉行の命せらるり此プリニーを其支配
 地よ西教の人甚多りしれども如何よ之を處置すべ

きつら知らざりしうバ則ち國帝は上書して帝の意を
問ひ且つ云く貧富とふく皆邪教は迷ひ祠屋は參詣す
る者あり神前は牲肉を備ふる者あり嗚呼之を如何よ
きんとプリニーの如き法學士といへども西教人の處
置を知らざりし故以て之を考ふるは此頃すてハ西教
を禁むる定法ありしと見ゆ故にトラジャン帝の答書
とを始りの定法あらめ其文は云く西教門の人と通常
罪人の如く探索するふ及ぶ但し此教を遵奉する事
明白ある者と之を誅するしと然し此命の下らざる前
はプリニー自ら假りし法を作して州内は命を下して
曰く西教門の人皆耶蘇を罵り先帝の像及び神像の前

は於て香を焼き酒を灌ぐべしと此命に従ふ者は
直に之を誅するし故以て西教の信仰いまだ薄き徒を
死を恐るし此教門は背きし

紀元百十七年は帝位は登りしアドリアン帝在位の
始りし當りて衆神教の土民等起りて西教を奉ぐる人
を殺し其家屋を壊ちり此事小亞細亞の地は於て最
甚しりりり爰は二人の博學ある西教門の民ありし
が帝嘗て國中を廻見し其家の邊に到着しり時二人
帝の馬前は跪き西教を信仰する仔細を述べり此
故しや或は正直有禮を好む真心より出でりや帝國
中は觸れて妄し西教門の人を捕る事を禁ト詐り詐へ

者を重く之を誅せしめ命とり

アントニ子帝在位の間ハ西教の制禁寛クあり一ゲマル
キヌスオーレリユースといへり理學士の帝位ニ登りし
時ハ紀元百六嚴一西教門の人を探索して之を責め
苦しめしり

蕪美爾那ニ於てハ西教の制禁最嚴一りり紀元百
六十七年此地の奉行某西教を奉ざる徒を捕へり野獸
之を啗殺しり或之を焼殺しり此時高僧ポリ
カルプも召捕らるり時ニ年殆九十歳捕らハる時
ニ當て捕手の役人ニ乞ふて二時の猶豫を得真神を禮
拜を捕手の者急キ驢馬ニ乘らりて府ニ入る奉行自

ら之を路ニ迎へ已まると同車せり傾りて教門を改る
事を勸りされども頑之を承引をせりされバ奉行ハ
大ニ之を憤り車より突落しられバ其脚骨を壊りり
それより裁判所ニ於て有司等一同ニあまよ向ひ耶蘇
を罵りるべといひりポリカルプ答て云く我ハハ
十六年の間彼君耶蘇を仕へり彼君常ニ幸を我ニ
惠み給へり然るを如何や彼君を罵り奉らんと遂ニ
焼殺されり其死もニ當て大聲を發して呼て云く
真神我をて耶蘇と共に飲まらんニ欲す嗚呼感佩
ニ堪へん真ニ謝せんとい

今奇や一き小説を傳ふ唯野史の如いといへども全く

無實の事とハ見奉ふ^一グ^一此談云くマルキスオ
 ーレリス帝嘗て日耳曼の夷種と戦へり一日其兵炎
 天を進み大^一疲まて休みたる時敵兵近く寄せ来り
 一口渴して戦ふ事能ハきりたれば西教を奉むる兵士
 等地上^一跪きて真神の助けを願ひたる處奇ある哉一
 天忽ち黒雲を生じて雨水雷鳴と共に下りりバ兵士
 等争て雨を壙中^一盛り之を飲て各口を潤^一敵の来る
 を待ち奉ると紀元百七十四年此小説を號して雷鳴兵隊の話
 といふ

羅馬國帝ハ真神の此功德を顕ハき^一を見て西教を惡
 むの心少く減^一ト^一といふ然^一此戦争の後即ち紀

元百七十七年告惡^一の國來恩^一子兩府^一於て大^一
 西教の人と誅戮せ^一と見え帝の心を改め^一
 事信^一此兩府^一於て誅戮せ^一者^一の内
 二ポンチニスといえ^一年九十^一餘^一名高き貴僧あ
 たりと云ふ此時貴人の西教と奉むるハ僅^一二劔と以て
 誅せら^一事と許^一れ^一の^一其餘^一の者ハ野獸と
 て啗殺^一其死骸ハ燒きて路^一尼河^一流^一親戚朋友
 ありとい^一と決^一て之と葬^一事と許^一ふ^一来^一
 恩^一の近邑^一オ^一少年^一シンホリアンとい^一る者ハ
 シベルとい^一へ^一神の車前^一に跪^一く事と辭^一み^一とて斬^一
 せり^一此人法場^一に引^一く^一時見物人の内より其母之

と聲をうけて云く我見我心を動かす事ありん天、
在りや彼君と仰き見よ今日汝ハ死する、非亦尚更、
善き世界に趣くあふぞと

セプチミヌスセベリス帝の時、於てハ亞弗利加に於て

嚴しく西教門の人と罰したり紀元二百帝ハまた更

西教門或猶太教門に入る事と固く禁じたる法を出し

たり

此悲しむべき時代の愁談の内より一を挙げて下よ、
らん爰よベルベ左アといへる娘ありり年僅よ二
十二歳ありり西教と信仰しりりガ為よカルタゴ加尔太願よ於
て召捕せりり其父ハ衆神教と奉せりり其母ハ西教信

仰の女ありりりバ幼より之よ西教を教へりり扱裁
判所よ引出されりり時其父兩眼よ涙をとりりうたて頻り
ふ教門と改る事と勸めりりガベルベ左ア之を聴くバ側
よありり器と指して云く汝之を器と名づけざる事と
得ふや曰く否曰く然らば我を以て西教の人と号す
ふ此不別よ名事能ざるバト豈此器と異あらんやと
是よ於て有司等之と牢獄よ入らりり其子と奪て與へ
かりりりバ女ハ只管悲み哭きりりガ後有司等之を憐み
て児と返りりりり女ハ悦よ堪へばりり云く今日より
悲しき牢獄も樂しき宮室とあふりり其慈心此の如し
其父再び牢中よ来りり邪教と信仰する事の愚るるよ

とて女こよりきくどに悲歎の涙なみだをむせびなげいとらへども
 いうでかバルペ左アの心を動うごかしめん老父の涙とい
 べども愛児の聲といへども遂ついに之をなげて耶イエ蘇スの教きょうを
 背そむく事能あたらぬ嗚呼憐あはれむべし孝慈のペルペ左ア
 遂ついに他の西教の人と共に野獸の口腹くはくを充みてらきて死
 しまり

紀元二百三十五年トラス産の人マキシミン帝を弑ころして
 自ら帝と称なづき其とき先帝の寵臣の西教を奉たてむ者ものと
 誅戮つじよくしり帝在位の時ボンテスカパドシア等の諸州
 へ於て大地震ありしが土民等思へらく西教の行なはる
 ること此災害の到きたりしこととて西教の徒と見みる毎ごとく

之を殺ころし

是より後西教の制禁久くく寛ゆるかたりしがデシースト
 ラジャン帝の費利弗フェリッパゼアラビアン帝ていを勝かて帝位ていに登のぼり
 たりし其制禁再び嚴きびしくなりむりデシース帝ハ全
 く西教を滅なさん事を欲ほしむる西教の高僧を悪あくむ事
 甚こく羅馬の高僧ハピアヌスも亦此時誅つせりしり
 時とき紀元二百四十九年なり實じつ羅馬城及び其他州郡
 へ於て西教の制禁嚴きびしく西教を奉たてむ者ものの憐あはれむ事
 ありし言葉ことばを盡つくしあふりり
 ハレリアン帝在位第四年即ち紀元二百五十八年に於
 て新あらたく嚴命げんめいと下くだして曰いひ曰いひハレハスビハトハハハ

ハハ皆僧ハ盡ク之と斬るべしと此法の眼目ハ蓋頭
 者官名と殺む時ハ自ら西教の滅亡すべきを以て
 此法の出で時羅馬の高僧ニキスス及び四人の僧
 官直ニ殺さむり爰ニ加尔太額の高僧シブリアンと
 者ありり此人ハ幸ニデシース帝の誅戮を免
 れハハレンス帝の時ニ至りて衆神教の神を祭らざ
 り罪ニ由て遂ニ誅せらるり扱ハハレリアン帝ハ
 百尔西亜王サボルと戦ヒ兵敗きて虜となり遠き東方
 まで殂し其子ガリーニス位ニ即き先帝と違ヒ西
 教の人を惡むの心少く父の在位の時召上げらるり
 地面家財等盡く西教の人より帝殂してより

紀元二百七十年ニ至りオーレリアンとソヘる火と拜
 する教門ニ凝りし帝の代ニ至りガ幸ニ西教の後
 と誅する暇ありて弑せらるり紀元二百七十五年
 ガリーニス帝より四十箇年の間ハ耶蘇の教門少
 妨げらる事なく益盛んとあり此教門の益盛ん
 事や恰も強き少木の生立ちに幾許年の風雨ゆ之を傷
 る事能はば枝根益盛んあり異あらば
 最嚴く且つ最手廣く西教を禁じハジオクレチアン
 マキシミアン兩帝の時あり紀元三百三年二月二十三
 日即ちテルミナリアの祭日の祭日ニ於てジオクレチア
 ン帝命を下し其住するビチニア國の一都ニコメダア

の大寺院と破壊せり寺中より經文と盡く焼く
 あり是事ハ帝の女婿ガレリウスとつゝ者の帝に
 勧めしよりつゝ其翌日帝も命を下し云く耶蘇
 教の寺院ハ盡く之を破壊せしめ耶蘇の經典ハ盡く之
 と焼くべし此教門の人ハ盡く官位を奪て平民とるを
 べしと然るに或る西教門の貴人より此書付を見
 て直之を曳破りしり此罪より由りて焼殺の刑
 に行われり其他西教を奉むるが為に誅せられし
 者筆へ盡アし暇あり但コンスタンチウスコロ
 スとつゝ人の奉行し告悪不列顛及び是班牙に於
 てハ之を誅戮する事少ありり紀元三百五年兩帝

即ちマキシミアン位を辭しガレリウス帝位に即き
 及び此帝ハ西教を惡む事先帝より方らば西教の人と
 探りて盡く之を誅戮し又市中に賣るる食物に盡く神
 像に備へし酒或ハ水を灌がしめて西教の人とつゝ
 とい衆神教の酒水を喫せしむ能ハざりしんと欲
 ししことを恰も小兒の仕業の如し此の如き事凡八年
 と經て後ガレリウス帝ハ老病に卧たり死人の
 怨魂の崇りありん事を恐るる命を下して西教の人
 に自由と真神と持せしむと許しり時より紀元三百十一
 年より是れより新古二教相戦ふの勢大に變ト羅馬の
 衆神教ハ速に衰へ紀元三百九十四年より至リテオド

ス帝の時之を禁トリ

第二紀間羅馬國帝即位の表

トラジャン帝	紀元	
アドリアン帝	百十七年	
アントニヌスピウス帝	百三十八年	
麻尔瓜澳列流帝	百六十一年	
ルベルス帝	百八十年	
コンモデウス帝	百九十三年	
ヘルチナキス帝		
セヘルユス帝		

第三紀間羅馬國帝即位の表

カラカルラ帝	紀元	二百十一年
ゼタ帝		
マクリヌス帝	全	二百十七年
ヘリオガバルス帝	全	二百十八年
アレキスセヘルユス帝	全	二百二十二年
マキシミン帝	全	二百三十五年
ゴルシアン帝	全	二百三十七年
其子		
バルビユス帝	全	全
ピユピーニユス帝		
ゴルダアンゼヨンジル帝	全	二百三十八年

ヒリッパゼアラビアン帝	紀元	二百四十四年
デニース帝	全	二百四十九年
カルルス帝	全	二百五十一年
其子	全	二百五十三年
エーミリアヌス帝	全	二百五十五年
ハレリアン帝	全	二百五十七年
其子	全	二百五十九年
ガリニウス帝	全	二百六十一年
クラウヂウス帝第二	全	二百六十二年
キンチルス帝	全	二百六十四年
オーレリアン帝	全	二百六十六年

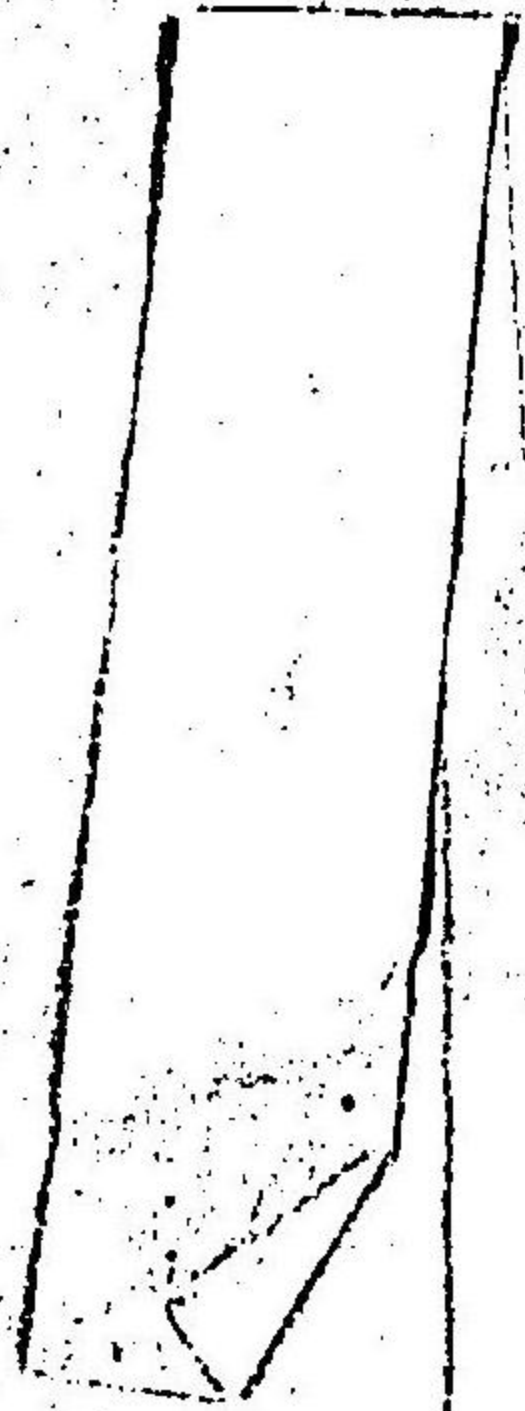
九箇月の間帝あり	全	二百七十五年
タシテス帝	全	二百七十六年
フロリアン帝	全	二百七十七年
プロビンス帝	全	二百七十八年
カリヌス帝	全	二百七十九年
カリヌス帝	全	二百八十一年
メメリアン帝	全	二百八十二年
テオクレーチアン帝	全	二百八十三年
マキシミアン副帝と為り	全	二百八十四年
マキシミアン副帝と為り	全	二百八十五年

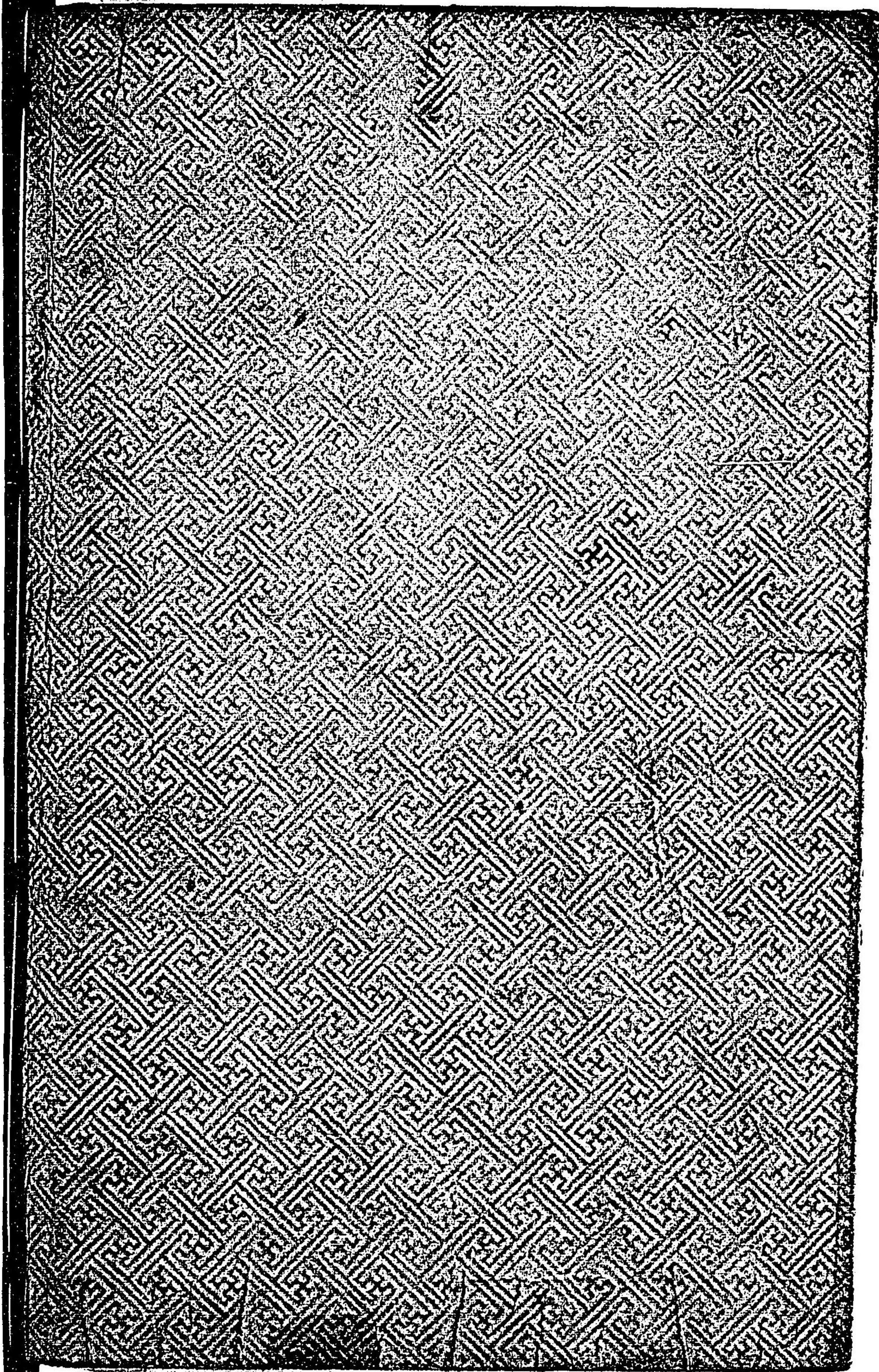
西洋易知錄

卷之十

十

西洋易知錄卷之上終





特31

674

022026-001-2

特31-674

西洋易知録

コルリール/著

河津 孫四郎/訳

M2-3

ADA-0311

